

犬や猫の飼い主の方へ

動物の習性を正しく理解し 最期まで責任を持って飼う

- ・飼い方の知識を持ち、一生の最期まで責任を持って飼う
- ・愛護動物を捨てることは犯罪です

フンの後始末は飼い主の責任です

- ・散歩の際にはビニール袋などを持参し、フンを放置せず必ず持ち帰る



飼養環境を整え、近所に迷惑をかけない

- ・清潔を保ち、鳴き声や悪臭などで近所に迷惑を掛けないようにする
- ・犬の放し飼いは禁止。散歩はリードや綱でつなぎ、コントロールできる人が行う
- ・猫の場合は事故防止やフンなどによる近所迷惑の防止のため、室内飼育に努める

適正な繁殖制限をする

- ・飼い犬や飼い猫に子が生まれると困るのであれば
不妊・去勢手術を受けさせる

迷子などを防ぐため所有者を明らかにする

- ・飼っている犬や猫が迷った時のために、犬には鑑札や注射済票を
猫には所有者・連絡先を書いた名札をつける

野良犬や野良猫にエサをやらない

- ・かわいいから、かわいそうだからとエサを与えると
地域に野良犬や野良猫が増えて近所迷惑になります



問い合わせ

鏡野町 暮らし安全課 環境係 0868-54-2780